長浜市空家等に関する条例と同施行規則の関連について

規則 条例 目的(1条) 趣旨(1条)・条例の施行に関し必要な事項を定める 定義(2条) 定義(2条)・条例の用語を使用する (2) 特定空家等 (長浜市の基準に該当するもの) 基本理念(3条) 責務·役割(4条~10条) 情報提供(11条) 口頭・文書・電話・メール・ファックス・手紙等あらゆる手段を可とするため、規則で定めない 実態調査(12条) 実態調査(3条)・職員証を携帯し提示する ·敷地内立入調査を行う前に**通知**する 予防(13条) ・長浜市特定空家等判断基準をもとに行う 特定空家等の認定(第4条)・前条実態調査結果を基に、特 活用(14条、15条) 定空家等判断基準に基づき行 適切な管理(16条~20条) 助言及び指導(第5条)・助言:口頭又は文書により行う 18条 (助言及び指導) ・指導:**指導書**により行う 19条(勧告及び標識の設置) 勧告(第6条)・勧告:**勧告書**により行う 標識の設置(第7条)・標識設置通知:通知書により行う 命令(第8条)・命令:**命令書**により行う 20条(命令、公表及び標識の設置) 緊急安全措置(第9条)・履行通知:**履行通知書**により行う 緊急安全措置(21条) ※実施予告は命令書に掲載する ・費用請求:**費用請求書**により行う 連携(22条) 雑則(10条)・ほか必要な事項は、別に定める 委任(23条)